

令和元年度答申第74号
令和2年1月31日

諮問番号 令和元年度諮問第82号（令和2年1月7日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路法47条の4第1項に基づく措置命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、道路法（昭和27年法律第180号）47条の2第1項の規定に基づく通行許可に係る車両の総重量を超えて車両を通行させたとして、道路法47条の4第1項の規定に基づき、措置命令（以下「本件措置命令」という。）を発したことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）道路法47条2項は、車両制限令（昭和36年政令第265号）で定める重量等の最高限度を超える車両（以下「特殊車両」という。）は、道路を通行させてはならないと規定している。そして、高速自動車国道を通行する特殊車両であって最遠軸距が7メートル以上のものの総重量の最高限度は25トンとされている（車両制限令3条1項、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）1条）。

一方、道路管理者は、車両の構造又は積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、特殊車両の通行を許可することができる（道路法47条の2第1項）。したがって、通行許可を受けた場合には、道路法47条2項の規定にかかわらず、当該許可に係る車両の総重量が最高限度となる。そして、当該許可を受けた者は、許可に係る通行中、許可に係る許可証を当該特殊車両に備え付けていなければならない（道路法47条の2第6項）。

- (2) 道路法47条の4第1項は、道路管理者は、道路法47条2項の規定に違反し、又は特殊車両の通行の許可に付した条件に違反して車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる」と規定している。そして、処分庁は、高速道路の道路管理者（国土交通大臣）に代わって、必要な措置をすることを命ずるものとされている（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）8条1項29号）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成31年1月11日付けで、審査請求人の申請に基づき、自動車登録番号「a」のトラクタ及び自動車登録番号「b」のトレーラの連結車（以下「本件車両」という。）につき、同日から平成33年（令和3年）1月10日までの間、その総重量を車両制限令で定める最高限度（25トン）を超える42.280トンで通行させることを許可し、これに係る許可証（平成31年1月11日付け番号c。以下「本件許可証」という。）を審査請求人に交付した。

（特殊車両通行許可証）

- (2) A高速道路株式会社（以下「A会社」という。）が、平成31年4月10日12時7分頃、高速自動車国道B自動車道Cインターチェンジにおいて海上コンテナを積載した本件車両の総重量を計測した結果、車両制限令で定める最高限度（25トン）を超える総重量42.400トンであった（以下「本件取締り」という。）。

A会社の係員が、本件車両の運転手（以下「本件運転手」という。）に

対し、本件車両の通行に係る許可証を提示するよう求めたところ、本件運転手が本件許可証を提示したため、これを確認したところ、総重量の許可値は42.280トンであり、本件車両の総重量の計測値は許可値を0.120トン超過していた。そこで、処分庁は、審査請求人は、通行許可に係る車両の総重量を超過して道路を通行させた道路法47条2項違反に該当するとして、本件運転手に対し、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、留置場所まで移動し、新たに許可を受けるまでの間、本件車両を停止することを命じる措置命令（本件措置命令）を発した。

（措置命令書、通行指示書、弁明書、重量測定カード）

（3）審査請求人は、令和元年7月1日、本件措置命令を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（4）審査庁は、令和2年1月7日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件の根本的な要因は、以下のとおり、荷主責任であり、審査請求人には責任はないから、本件措置命令の取消しを求める。

- （1）トラック事業者は、封印された海上コンテナを開封して積載状態・重量を判断することができないため、それを判断する責任は荷主にある。
- （2）本件運転手に、0.120トンという微量な超過を感覚で捉えさせることは酷である。
- （3）審査請求人は、荷主に対して搬入票に正確な重量を記載することを徹底するよう依頼するなど、通行許可に係る車両の諸元の厳正な遵守に取り組んでいる。しかし、本件では、荷主に重量計量器がなく、搬入票との誤差を確認することも不可能であった。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

1 審査請求の利益について

本件措置命令は、その内容の履行により目的を達成し、その法的効果は消滅するものであるものの、処分庁は、「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について」（平成27年3月23日付け理事長決定）において、常

習的に、道路法47条2項の規定に違反し、又は通行許可に付された条件に違反して特殊車両を通行させた場合に、通行許可の取消し処分を行うことを規定しているから、本件措置命令に係る違反の事実は、処分庁において、通行許可の取消事由となる違反の常習性を判断するに当たり考慮されることが見込まれる。

したがって、審査請求人は、本件措置命令の取消しを求めて審査請求をする法律上の利益を有すると解する。

2 本件措置命令の適法性及び妥当性について

本件車両が総重量の許可値を超過して通行したことについて審理関係人の間で争いはない。

道路法が、道路構造の保全又は交通の危険防止のために特殊車両の通行を禁止し、道路管理者がやむを得ないと認めるときに限り、その禁止を解除し通行を許可することができるとしていることに鑑みれば、通行許可を受けた審査請求人は、通行許可に係る車両の諸元を厳正に遵守すべき責務があると解され、仮に審査請求人の主張するような事情があったとしても、その責務を免れることができるものでないから、審査請求人には何ら責任はないとの主張は採用することができない。

そうすると、処分庁が本件措置命令を発したことについて、裁量権の濫用等があったとは認められない。

措置命令の妥当性について、道路構造の保全及び交通の危険防止の観点から適切なものでない場合は不当な処分となると解されるが、本件措置命令は、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、留置場所まで移動し、新たに許可を受けるまでの間、本件車両を停止することの内容であり、その違反内容の程度に照らし、特段不合理な点は認められない。

以上によれば、本件措置命令に違法又は不当な点は認められない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年1月7日、審査庁から諮問を受け、同月20日、審査請求人から主張書面及び資料の提出を受け、同日及び同月31日の計2回、調査審議を行った。

1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認めべき点はうかがわれない。

2 本件措置命令の適法性及び妥当性について

- (1) 本件取締りにおいて、海上コンテナを積載した本件車両の総重量（42.400トン）が本件許可証による許可値（42.280トン）を超過していたことについて、審査関係人間で争いはなく、審査請求人は通行許可に係る車両の総重量を超えて道路を通行させた道路法47条2項違反に該当すると認められる。そして、本件措置命令は、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、留置場所まで移動し、新たに許可を受けるまでの間、当該車両を停止することを命ずるものであって、本件車両が封印されたまま輸送される海上コンテナを積載していたことや本件の違反の内容、程度等に照らして、本件措置命令の内容が処分庁の裁量権の濫用、逸脱や不適切な行使に当たるとは認められない。
- (2) 審査請求人は、本件の違反は荷主の責任であると主張し、荷主が指示した積載貨物の総重量（搬入票記載の総重量）が実際の重量よりも少ない記載となっていたとする資料を提出している（審査請求書添付の審査請求の裏付けとなる資料）。しかし、道路法は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、車両の諸元の最高限度を超える車両の通行を禁止しており（47条2項）、例外としてこの禁止が解除されるのは、道路管理者が、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めて許可した場合（47条の2第1項）であるが、本件では許可された総重量を超過していたのである。通行許可を受けた審査請求人は、通行許可に係る車両の諸元を厳正に遵守すべき責務があると解されることから、仮に審査請求人の主張するような事情があったとしても、車両の総重量が許可値を超えることは認められず、その責務を遵守するための措置を講じなければならないし、措置命令は、道路の構造の保全又は交通の危険防止のために緊急に発する必要があるものであって、道路法47条2項違反について、車両を通行させている者の故意又は過失は要件とはされていない（47条の4第1項）。したがって、審査請求人の上記主張は、失当であり、本件措置命令に違法又は不当な点はない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

委
委
委

員
員
員

戸
佐
中

塚
脇
原

敦
茂

誠
子
樹